



平成30年10月19日 発表

担 当	三重労働局	
	賃金室長	鍋島 猪一郎
	賃金指導官	江口 広美
	TEL (059) 226-2108	
		FAX (059) 226-2117

報道関係者 各位

## 三重県車両電気配線装置製造業最低工賃の改定について

三重県車両電気配線装置製造業最低工賃が、平成30年11月18日から改正されることとなり、本日、官報公示されました。

改正内容は以下のとおりです。

## 記

- 適用する家内労働者：三重県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者：前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額：次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
キャップ通し	電線の末端に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせる。		1個につき 80 銭
カプラー差し	カプラーに電線の末端に取り付けられた端子を差し込む。	長さが500mm以下の電線について行うもの。	1本につき 58 銭
		長さが500mmを超え1,500mm以下の電線について行うもの。	1本につき 66 銭
		長さが1,500mmを超える電線について行うもの。	1本につき 76 銭
仮巻き	カプラー差しを終えた長さ1,500mmを超える電線を次工程へ送るため仮に束ねる。		8本以下のもの1本につき 32 銭
			9本目から本数1本につき 24 銭
外装テーピング	集束線の外装を保護するためテープを2分の1重ねて巻き付ける。		使用テープ1mにつき 3円24 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れる。	15cmを超え50cm以下のチューブについて行うもの。	チューブ1本につき 80 銭

4 効力発生の日 平成30年11月18日